
相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

第29回：贈与税がかからない 子や孫への生活費・教育費支援とは

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

1. 子や孫への生活費・教育費の贈与

子や孫の
生活費や教育費を
支援してあげたいけど…

生活費や教育費の支援って
贈与税は課税されるの？



2. 贈与税の非課税財産とは

【贈与税の非課税財産】

扶養義務者からの生活費や教育費等の贈与

- ✓ 扶養義務者=配偶者、直系血族および兄弟姉妹 等
- ✓ 但し、**必要な都度**、**必要な金額**の生活費や教育費等の贈与

贈与者
(父母・祖父母等)



必要な都度、必要な金額

贈与：**生活費・教育費等**

受贈者
(子・孫等)



3. 贈与税がかからない生活費・教育費等

費用	内容
生活費	通常の日常生活を送るために必要な費用
教育費	教育上、通常必要と認められる学費・教材費・文具費・通学費、修学旅行費等
結婚費用	結婚式・披露宴等の費用 婚姻後の生活を営むための家具、寝具またはそれらの購入費等
出産費用	出産に要する健診・分娩・入院等の費用 新生児の通常の日常生活のために必要な寝具、ベビー用品等またはそれらの購入費等

【 当資料の利用に関する留意事項 】

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

当資料は令和4年7月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。

当資料は法令や制度の概要を説明することを目的としており、具体的なケースや詳細については、税理士、弁護士、司法書士等の専門家や所轄の税務署へお問い合わせください。また、実際の対策等の実行については、必要に応じて、税理士、弁護士、司法書士等の専門家へご相談の上、お客様ご自身の判断で決定していただきますようお願い申し上げます。なお、お客様のご要望があれば、税理士等の専門家をご紹介しますこともできますのでご相談ください。

【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本S T O協会